

平成30年度期中改定及び平成31年度
肉用子牛保証基準価格
及び合理化目標価格
算定要領

生産局

平成30年度期中改定及び平成31年度
肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格算定要領

1. 保証基準価格

保証基準価格については、次の5種の品種区分を算定する。

- ・黒毛和種
- ・褐毛和種
- ・その他の肉専用種
- ・乳用種
- ・交雑種

肉用子牛の保証基準価格の算定に当たっては、平成23年度から平成29年度の7年間の支払利子・地代算入生産費を基礎とする。当該生産費については、小規模な肉用子牛経営の実態を踏まえつつ、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下「酪肉近」という。）で示している近代化を促進する方向に沿ったものに補正する。乳用種・交雑種の素畜費については、更に乳用種価格の算定の見直しを行った平成17年度以降13年間の平均値に補正する。

保証基準価格は、これらの補正を行った生産費を基準価格（P0）とし、これに市場取引換算係数（mとk）、肉専用種（和子牛）については更に品種格差係数（D）を乗ずることにより算出する。

$$P = (P0 \times m + k) \times D$$

- P : 保証基準価格
- P0 : 平成23年度～平成29年度の7年間の支払利子・地代算入生産費の平均値に、酪肉近で示している近代化を促進する方向に沿ったものに補正した生産費（乳用種及び交雑種は、更に平成17年度以降13年間の素畜費で補正）
- mとk : 肉用子牛（和子牛、乳用種及び交雑種）の農家販売価格と市場取引価格との一次回帰関係から求めた係数及び定数
- D : 肉用子牛（黒毛和種・褐毛和種の加重平均）の市場取引価格と肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）の市場取引価格との格差から求めた係数（品種格差係数）

(1) 基準価格（P0）の計算

① 和子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）

現状の平均飼養頭数は14.6頭であるが、9頭以下の農家数が全体の6割強であることに鑑み、全規模層の生産費のうち労働費を、平均飼養頭数が含まれる「10頭以上層」の平均労働費に置換する。

現状の出荷月齢は9.30ヶ月、分娩間隔は13.31ヶ月であるが、酪肉近の経営指標（平成37年度に出荷月齢8.0ヶ月、分娩間隔12.5ヶ月）の達成に向けた平成31年度到達値（出荷月齢8.95ヶ月、分娩間隔12.99ヶ月）で補正した生産費とする。

② 乳用種

現状の平均飼養頭数は226.8頭であり、和子牛と同様、全階層の労働費を当該頭数が含まれる「200頭以上層」の平均労働費に置換する。また、素畜費については、平成17年度から平成29年度の13年間の平均値とする。

現状の出荷月齢は6.93ヶ月であるが、酪肉近の経営指標（平成37年度の出荷月齢6.0ヶ月）の達成に向けた平成31年度到達値（出荷月齢6.71ヶ月）で補正した生産費とする。

③ 交雑種

現状の平均飼養頭数は106.7頭であり、和子牛と同様、全階層の労働費を当該頭数が含まれる「100頭以上層」の平均労働費に置換する。また、素畜費については、乳用種と同様、平成17年度から平成29年度の13年間の平均値とする。

現状の出荷月齢は7.84ヶ月であるが、酪肉近の経営指標（平成37年度の出荷月齢7.0ヶ月）の達成に向けた平成31年度到達値（出荷月齢7.63ヶ月）で補正した生産費とする。

(2) 市場取引換算係数（mとk）の計算

① 和子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）

直近7年間（初年度は平成23年11月から平成30年10月まで）における和子牛の農家販売価格（黒毛和種・褐毛和種の加重平均価格）と市場取引価格との一次回帰関係から算出する。

② 乳用種

直近7年間（初年度は平成23年11月から平成30年10月まで）の乳用種の農家販売価格と市場取引価格との一次回帰関係から算出する。

③ 交雑種

直近7年間（初年度は平成23年11月から平成30年10月まで）の交雑種の農家販売価格と市場取引価格との一次回帰関係から算出する。

(3) 品種格差係数（D）の計算

直近7年間（初年度は平成23年11月から平成30年10月まで）の和子牛の市場取引価格（黒毛和種・褐毛和種の加重平均価格）と和子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）の品種毎の市場取引価格との格差から算出する。

2. 合理化目標価格

合理化目標価格については、次の5種の品種区分を算定する。

- ・黒毛和種
- ・褐毛和種
- ・その他の肉専用種
- ・乳用種
- ・交雑種

肉用子牛の合理化目標価格は、過去10年間の平均輸入牛肉価格（C）に関税率及び諸経費（T）を乗じた価格（輸入牛肉等）と国産牛肉の価格差を基に算出した輸入牛肉対抗価格を基礎とする。

合理化目標価格は、この輸入牛肉対抗価格に肥育牛換算係数（uとv×W）を乗じ、そこから肥育に必要な合理的な費用（G）を控除して肥育農家の子牛購入価格を算出した上で、これに市場取引換算係数（mとk）、和子牛については更に品種格差係数（D）を乗ずることにより算出する。

$$P = \langle \{ (C \times T \times Q) \times u + v \} \times W - G \rangle \times m + k \rangle \times D$$

- P : 合理化目標価格
- C : 輸入牛肉価格
- T : 1 + 関税率及び諸経費
- Q : 輸入牛肉の部分肉価格と去勢肥育和牛、乳用おす肥育牛及び交雑種肥育牛それぞれの部分肉価格との比率（品質格差係数）
- u と v : 国産牛肉の部分肉価格に対する肥育牛の農家販売価格の回帰関係から求めた係数及び定数
- W : 肥育牛の出荷体重
- G : 肥育に要する合理的な費用の額
- m と k : 肉用子牛（和子牛、乳用種及び交雑種）農家購入価格と市場取引価格との一次回帰関係から求めた係数及び定数
- D : 肉用子牛（黒毛和種・褐毛和種の加重平均）の市場取引価格と肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）の市場取引価格との格差から求めた係数（品種格差係数）

(1) 輸入牛肉価格 (C) の計算

直近10年間（初年度は平成20年11月から平成30年10月まで）の豪州産及び米国産の冷蔵品・冷凍品の輸入価格の平均価格から、直近1年間（初年度は平成29年11月から平成30年10月まで）の輸入量比率でもって加重平均価格を算定し（ドルベース）、これに直近5年間（平成25年11月から平成30年10月まで）のドル円の為替相場の平均値を乗ずることにより算出する。

(2) 関税率及び諸経費 (T)

算定年度の翌年度の関税率（現時点で32年度に想定される関税率、米国：38.5%、豪州冷凍：26.4%、豪州冷蔵：28.2%）、諸経費（15%。うち輸入諸掛率7%、消費税率8%）から算出する。

(3) 品質格差係数 (Q) の計算

(独) 農畜産業振興機構調べによる直近7年間（初年度は平成23年11月から平成30年10月まで）の輸入牛肉の部分肉価格（豪州産牛肉及び米国産牛肉の加重平均価格）に対する、(公財) 日本食肉流通センターでの直近7年間（初年度は平成23年10月から平成30年9月まで）の国産牛肉の部分肉価格の比率を、去勢肥育和牛、乳用おす肥育牛及び交雑種肥育牛とそれぞれに算出する。

(4) 肥育牛換算係数等 (u と v、W)

去勢肥育和牛、乳用おす肥育牛及び交雑種肥育牛それぞれについて、直近7年間（初年度は平成23年11月から平成30年10月まで）の1kg当たりの部分肉価格と、「農業物価統計」における1kg当たりの農家販売価格との一次回帰関係から算出する(uとv)。1頭当たりの農家販売価格は、1kg当たりの農家販売価格に、1頭当たりの出荷体重(W)を乗ずることにより算出する。

(5) 肥育に要する素畜費以外の合理的な費用の額 (G) の計算

次により去勢肥育和牛、乳用おす肥育牛及び交雑種肥育牛の肥育に要する合理的な費用の額を算出する。

ア. 平成29年度の素畜費以外の生産費における各費目の実質費用 (q0) の計算（平成27年度の基準年の物価で生産した場合の生産費への補正）

平成29年生産費調査を基に合理化を織り込んだ「去勢若齢肥育牛生産費」、「乳用おす肥育牛生産費」及び「交雑種肥育牛生産費」それぞれについて、素畜費以外の各費目の費用を各費目に対応する「農業物価統計」の物価指数（平成27年=100）で除する。

イ. 各費目の直近3ヵ月の物価指数（ p_1 ）の計算

「農業物価統計」等による各費目に対応する算定時の直近3ヵ月（原則、平成30年8月～10月）の物価指数を平均して算出する。

ウ. 価格算定年度の素畜費以外の生産費の計算

各費目毎に q_0 に p_1 を乗じ、その費用を合計する。（ $\sum q_0 p_1$ ）これに資本利子及び地代を加算して算出する。

（6）市場取引換算係数（ m ）及び定数（ k ）の計算

① 和子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）

直近7年間（初年度は平成23年11月から平成30年10月まで）における和子牛の肥育農家購入価格（黒毛和種・褐毛和種の加重平均価格）と市場取引価格との一次回帰関係から算出する。

② 乳用種

直近7年間（初年度は平成23年11月から平成30年10月まで）の乳用種の肥育農家購入価格と市場取引価格との一次回帰関係から算出する。

② 交雑種

直近7年間（初年度は平成23年11月から平成30年10月まで）の交雑種の肥育農家購入価格と市場取引価格との一次回帰関係から算出する。

（7）品種格差係数（ D ）の計算

1の（3）と同じである